排水基準(その1の1)【BOD、COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質】

注)

^{1「}新設」「既設」の区分は特定事業場の設置年月日による。区分年月日は別表6(p48)のとおりである。

² 水域区分は別図3(p57)のとおりである。

³ BODの排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出する排出水に限って適用され、CODの排水基準は海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用される。

^{4 *}印の施設は、政令別表第1第1号の2に掲げる特定施設(畜舎)及び畜舎に係る汚水等のみを処理する同表第74号に掲げる特定施設(特定事業場から排出される水の処理施設、畜産関係排出水処理施設)をいう。

また、畜産関係排出水処理施設には、当該業種・施設の項では、BOD、COD及びSSの基準が適用になり、ノルマルヘキサン抽出物質については、その他の業種又は施設の基準が適用になる。

⁵ 一つの特定事業場が同時に複数の業種等に該当する場合は、項目ごとにもっとも厳しい基準が適用される。(上乗せ条例第9条第1項)